

榛東村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

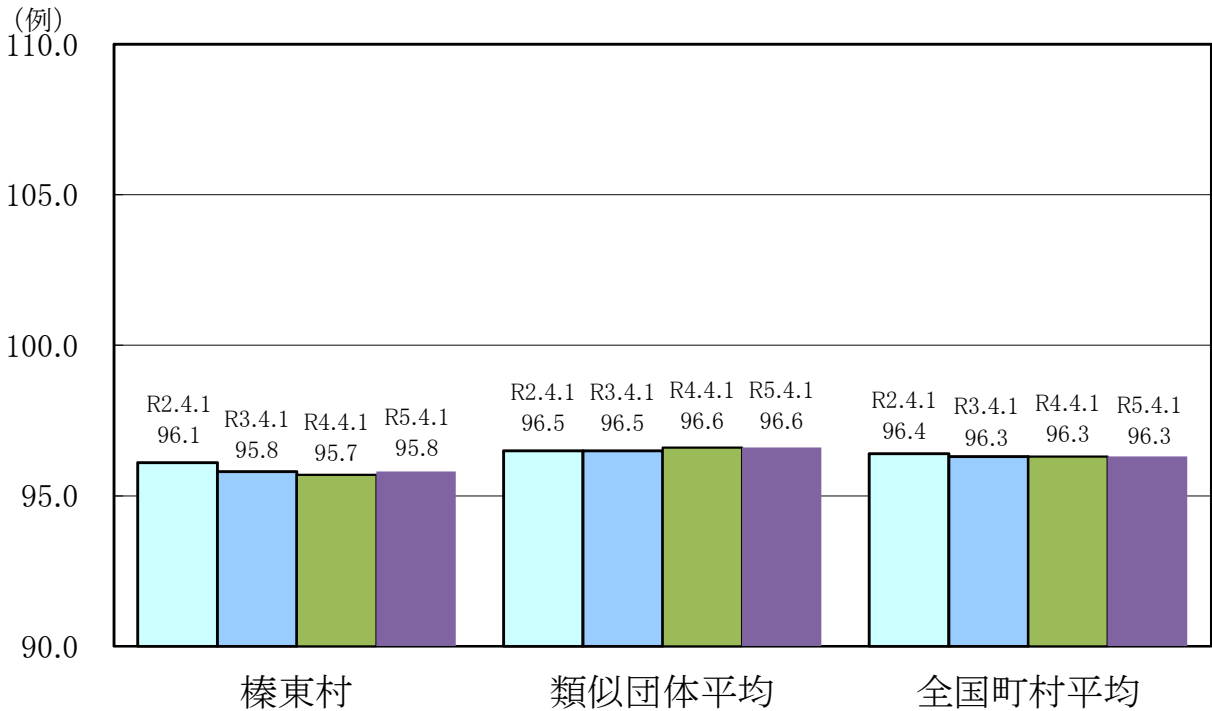
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 14,612	千円 7,160,476	千円 177,451	千円 839,486	% 11.7	% 11.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	人 89	千円 272,434	千円 37,636	千円 112,004	千円 422,074	千円 4,742	千円 5,614

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。
また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれて
いるが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、榛東村においては支給なし。

(実施時期) 非支給対象地域であるため予定なし。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
榛東村の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
榛東村	39.1 歳	291,318 円	373,724 円	299,900 円
群馬県	42.8 歳	327,200 円	398,838 円	358,600 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.8 歳	306,481 円	363,479 円	332,045 円

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		榛東村	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	190,200 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	157,900 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

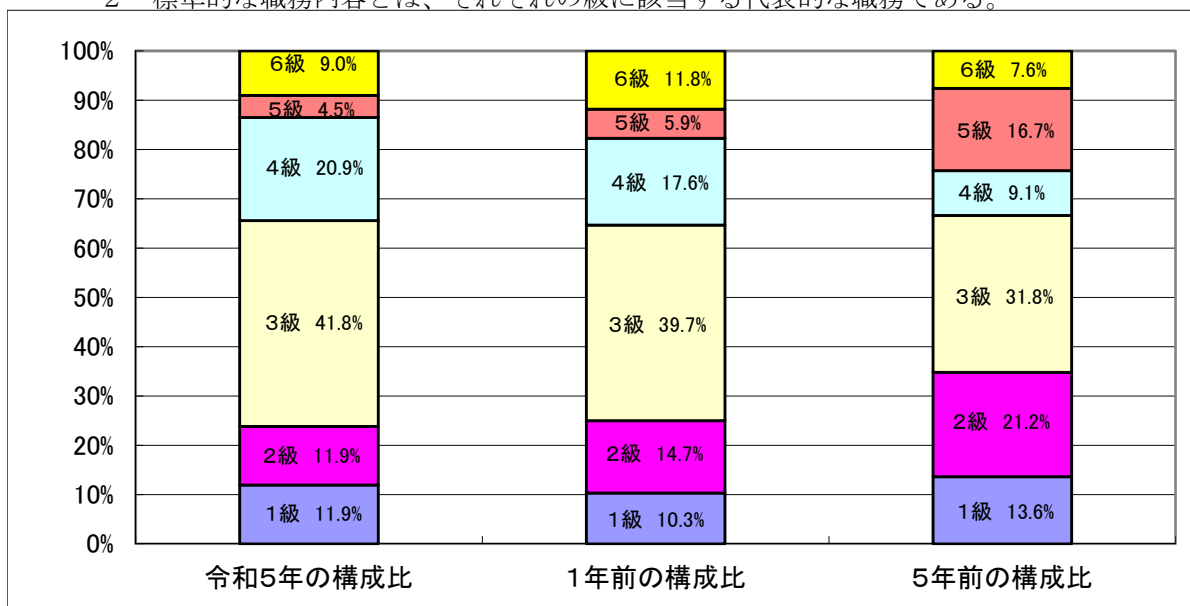
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,700 円	350,100 円	357,300 円	403,900 円
	高 校 卒	232,200 円	円	円	404,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

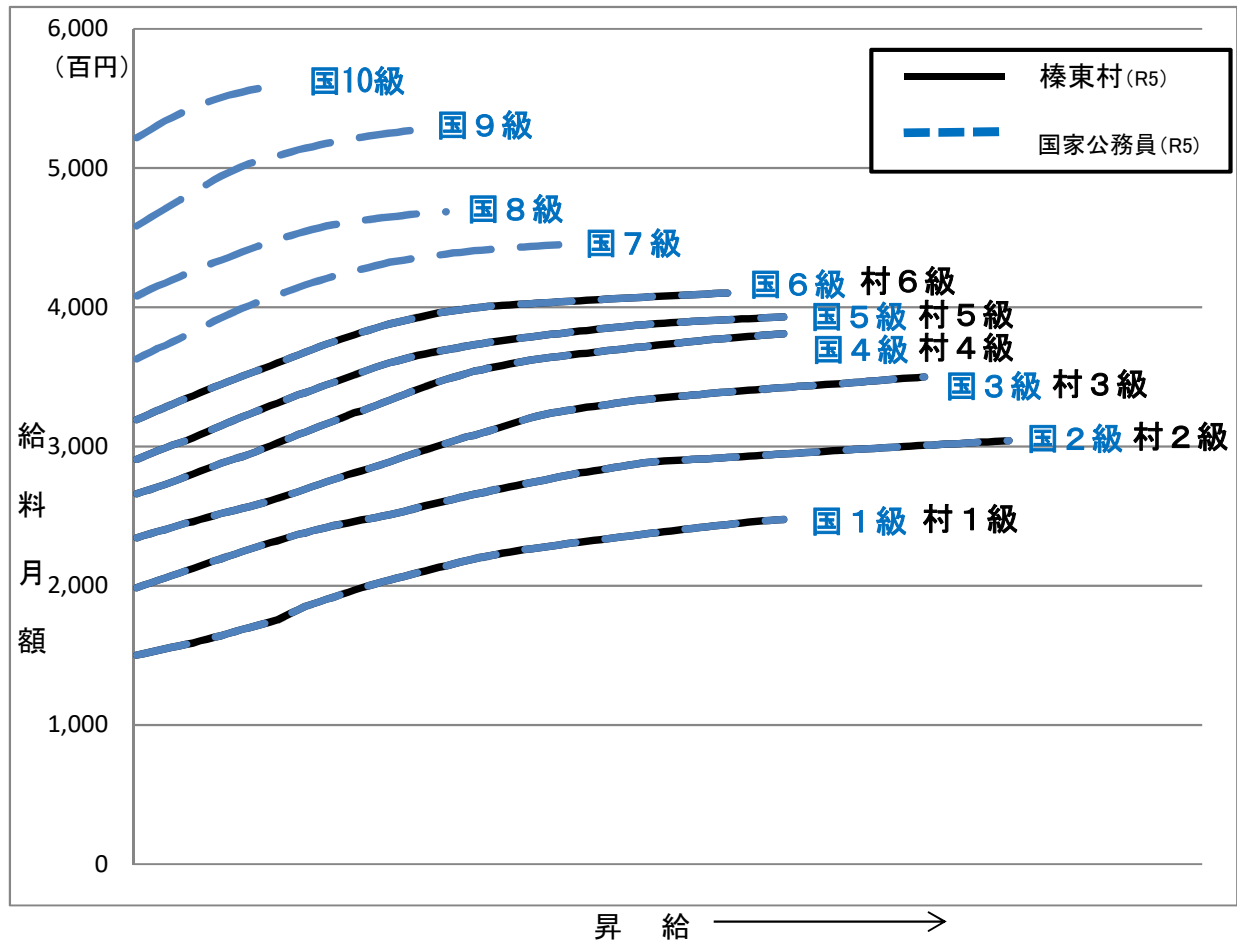
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又はこれに相当する職務	8 人	11.9 %	150,100 円	247,600 円
2級	主任又はこれに相当する職務	8 人	11.9 %	198,500 円	304,200 円
3級	主査又はこれに相当する職務	28 人	41.8 %	234,400 円	350,000 円
4級	係長又はこれに相当する職務	14 人	20.9 %	266,000 円	381,000 円
5級	園長の職務 課長(局長)補佐の職務	3 人	4.5 %	290,700 円	393,000 円
6級	課長の職務 局長の職務	6 人	9.0 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 榛東村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（榛東村）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

榛東村	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,376 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,617 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20%、管理監督者加算：10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20%、管理監督者加算：10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（榛東村）

令和5年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

榛東村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) (退職時特別昇給 なし 1人当たり平均支給額 5,865 千円 21,923 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			98 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			98,484 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	20 %	0 人	20 %
高崎市	6 %	0 人	6 %
前橋市、太田市、渋川市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			54 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			6,273 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			11.0 %	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務手当	差押処分、村税の滞納処分に従事した者	差押処分、村税の滞納処分	54 千円	日額800円
感染症等防疫作業手当	感染症等防疫作業に従事した者	感染症等防疫作業	0 千円	新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、1回3,000円～4,000円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人等の取扱業務に従事した者	行旅病人の取扱業務	0 千円	日額500円
		行旅死亡人の取扱業務	0 千円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	23,047 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	285 千円
支給実績（令和3年度決算）	22,358 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	273 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	月額5,000円～10,000円	同		8,201 千円	82,005 円
住居手当	月額1,000円～13,500円	同		4,396 千円	43,960 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同		4,636 千円	46,357 円
管理職手当	月額39,700円～58,200円	同		11,517 千円	115,173 円
宿日直手当	日額4,400円	同		546 千円	5,456 円
管理職特別勤務手当	日額2,000円～9,750円	同		616 千円	6,155 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	725,000 円	(	(参考)類似団体における最高／最低額		
	副 村 長	578,000 円	(	855,000 円	513,100 円	
報 酬	議 長	305,000 円	(	408,000 円	218,000 円	
	副 議 長	235,000 円	(	342,000 円	174,000 円	
	議 員	210,000 円	(	323,000 円	156,000 円	
期 末 手 当	村 長	(令和4年度支給割合)				
	副 村 長	4.40	月分	※ 加算措置	20%	
	議 長	(令和4年度支給割合)				
	副 議 長	4.40	月分	※ 加算措置	20%	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 村 長	給料月額×在職年数×5.2		15,080,000 円	毎期毎、退職時	
	備 考	給料月額×在職年数×3.0		6,936,000 円	毎期毎、退職時	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

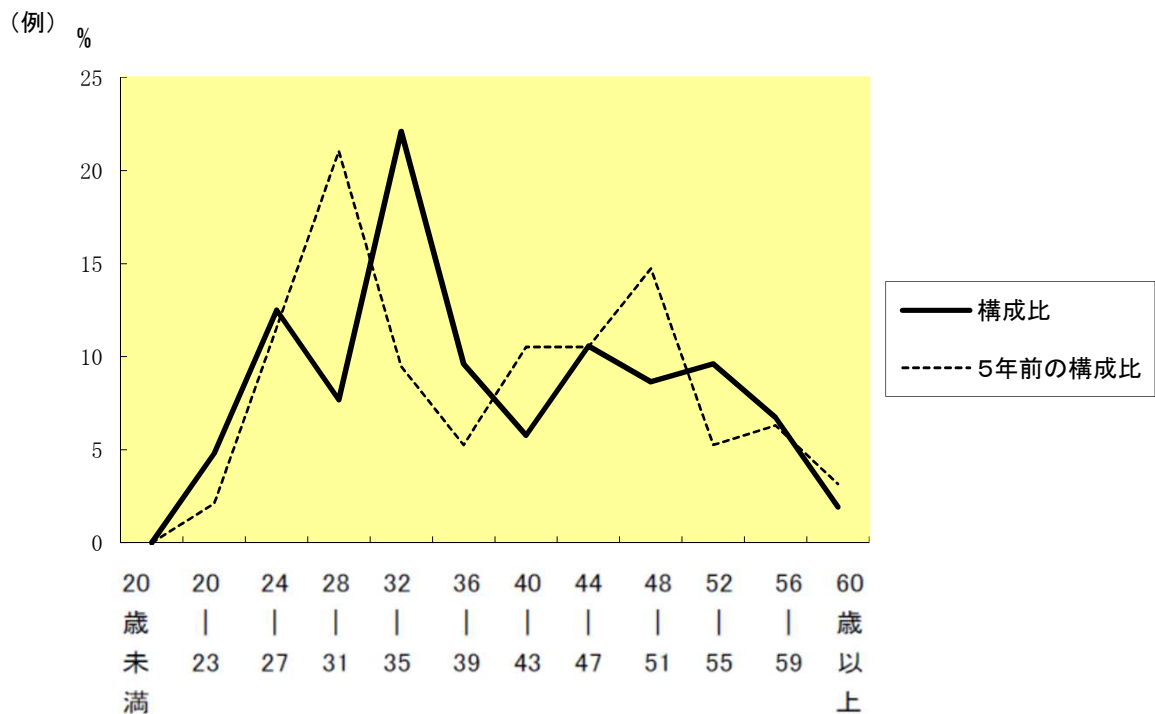
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	配属変更による減
		総 務	21	20	-1	
		税 務	10	10	0	
		農 林 水 産	9	8	-1	退職者による減
		商 工	1	1	0	
		土 木	7	7	0	
		民 生	12	12	0	退職者による減
		衛 生	8	7	-1	
計	70	67	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.02 人)		
公 営 企 業 部 門	上 水 道	教 育 部 門	19	20	1	職員配置による増
		消 防 部 門				
		小 計	89	87	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 106.97 人)
		下 水 道	3	3	0	
そ の 他	11	11	0			
小 計	17	17	0			
合 計			106	104	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.39 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	13人	8人	23人	10人	6人	11人	9人	10人	7人	2人	104人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年 度 部門別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	62	61	65	67	70	67	5 (8.1 %)
教育	20	22	22	22	19	20	0 (0.0 %)
消防							
普通会計計	82	83	87	89	89	87	5 (6.1 %)
公営企業等会計計	13	17	16	17	17	17	4 (30.8 %)
総合計	95	100	103	106	106	104	9 (9.5 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 256,115	千円 38,952	千円 18,633	% 7.3	% 4.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 3	千円 7,723	千円 981	千円 3,401	千円 12,105	千円 4,035

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	37.7 歳	269,700 円	324,079 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村(水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,134 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,376 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

榛東村(水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 5,865 千円 21,923 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
—	— %	— 人	— %	

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			14 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			7,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			66.7 %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	14 千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	395 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	198 千円
支給実績(令和3年度決算)	386 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	193 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	月額5,000円～10,000円	同		159 千円	106,000 円
住居手当	月額1,000円～13,500円	同		0 千円	0 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同		60 千円	24,000 円
管理職手当	月額39,700円～58,200円	同		349 千円	349,200 円
管理職特別勤務手当	日額2,000円～9,750円	同		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 385,281	千円 199,740	千円 24,818	% 6.4	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 3	千円 11,628	千円 1,384	千円 2,456	千円 15,468	千円 5,156

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,936

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	34.7 歳	286,357 円	441,916 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村(下水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(令和4年度) 819 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,376 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

榛東村(下水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 (2～20%加算)
(退職時特別昇給 なし)	(退職時特別昇給 なし)
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 5,865 千円 21,923 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
—	— %	— 人	—	%

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			—	%
手当の種類(手当数)			—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	199 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	99 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	月額5,000円～10,000円	同		159 千円	106,000 円
住居手当	月額1,000円～13,500円	同		330 千円	330,000 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同		60 千円	24,000 円
管理職手当	月額39,700円～58,200円	同		349 千円	349,200 円
管理職特別勤務手当	日額2,000円～9,750円	同		0 千円	0 円